

# 御前崎市新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金

御前崎市では、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止および資源の有効活用を図ることを目的として、新エネルギー・省エネルギー機器を設置する方に補助金を交付しています。

## ● 交付対象者

- ・市民および事業者（法人または個人事業主）

※市内に住所または事業所を有する（所有予定含）、市税等の滞納がない方

## ● 補助金交付の概要

対象機器	対象者	補助金の額
太陽光発電システム	市民、事業者	太陽電池モジュール（太陽光パネル）の最大出力1kW当たり2万円 ※限度額8万円
家庭用蓄電池	市民	蓄電容量1kWh当たり2万円 ※限度額8万円
太陽熱利用システム	市民	1基当たり2万円
クリーンエネルギー自動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV））、超小型モビリティ（ミニカー）	市民、事業者	購入金額の10% ※限度額10万円

※備考

- 1 機器は未使用品（クリーンエネルギー自動車等は新車購入の場合）に限ります。
- 2 申請者が所有しており（所有予定含）、居住または事業をおこなっている建物に設置するものに限ります。
- 3 補助金の額に、1,000円未満の端数が出た場合は切り捨てとなります。
- 4 対象機器ごとに補助金の交付を受けられるのは1回限りです。
- 5 年度内に設置工事（納車）を完了できるものに限ります。



## ● 申請手続きのながれ

- ① 補助金交付申請書を工事着工前（クリーンエネルギー自動車等の場合は納車前）に提出してください。  
※事前着手した場合は、補助金の対象外となります。
- ② 書類審査後、補助金交付決定通知書が送付されます。
- ③ 通知受領後に工事着工（クリーンエネルギー自動車等の場合は納車）してください。
- ④ 工事完了後（納車後）、設置完了報告書を提出してください。
- ⑤ 書類審査後、補助金交付確定通知書と補助金交付請求書が送付されます。
- ⑥ 補助金交付請求書を提出してください。
- ⑦ 補助金が口座に入金されます。

※申請時と内容が変更または設置中止となった場合、設置計画変更届出書を提出してください。



こちらのQRコードから申請が可能です。  
ぜひ、ご活用ください。

〈お問い合わせ〉

御前崎市役所 エネルギー政策課

TEL 0537-85-1134 FAX 0537-85-1137